

令和 8（2026）年 2 月 1 8 日  
市民生活部市民活動支援課

## 第 1 2 次柏崎市交通安全計画（案）について

第 1 1 次柏崎市交通安全計画が令和 7（2025）年度をもって終了することから、第 1 2 次計画を策定します。

### 1 計画改訂の趣旨

「柏崎市交通安全計画」について、第 1 1 次計画期間（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度）が終了することから、近年の交通実態や交通事故状況、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、交通安全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 1 2 次計画を策定するものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「柏崎市交通安全条例」第 5 条に規定する「柏崎市交通安全計画」です。国の第 1 2 次交通安全基本計画や、新潟県第 1 2 次交通安全計画に基づき策定します。

### 3 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間

### 4 計画の目標

令和 1 2（2030）年までに年間の交通事故発生件数を減少させることにより、交通事故による死者数ゼロを目指す。

これまでの様々な施策の結果、交通事故発生件数は減少傾向にありますが、いまだ交通事故は後を絶たない現状です。誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、引き続き人命尊重の理念に立って、関係機関・団体と連携を図りながら交通事故発生件数のさらなる減少を目指し、死者数ゼロになるよう積極的な活動を展開します。

### 5 重点施策

道路交通法の改正により交通反則通告制度の適用が始まること等から、今後は自転車乗車中の事故防止や安全利用の促進が求められるため、第 1 1 次計画では「歩行者と自転車」は同項目としていましたが、第 1 2 次計画ではそれぞれの項目として設定します。

第 1 1 次計画	第 1 2 次計画
(1) 高齢者の事故防止	(1) 高齢者の事故防止
(2) 歩行者及び自転車の安全確保	(2) 歩行者の安全確保
(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底	(3) <u>自転車の安全対策の推進</u>
(4) 飲酒運転の根絶	(4) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
	(5) 飲酒運転の根絶

## 6 計画の体系

### 【目標】

令和 12(2030)年までに年間の交通事故発生件数を減少させることにより、交通事故による死者数ゼロを目指す。

### 【重点施策】

#### 1 高齢者の交通事故防止

交通事故死者数全体に占める高齢者の割合

実績	目標
令和 2(2020)~6(2024)年 60% (平均)	令和 8(2026)~12(2030)年 50%以下 (平均)

#### 2 歩行者の安全確保

歩行者の事故件数

実績	目標
令和 6(2024)年 12件	令和 12(2030)年 10件以下

#### 3 自転車の安全対策の推進

自転車の事故件数

実績	目標
令和 6(2024)年 6件	令和 12(2030)年 5件以下

#### 4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

チャイルドシート着用率

実績	目標
令和 6(2024)年 95.3%	令和 12(2030)年 100%

#### 5 飲酒運転の根絶

飲酒運転による交通事故件数

実績	目標
令和 6(2024)年 1件	令和 12(2030)年 0件

### 【施策の方向】

- 1 道路・交通安全施設等の整備
- 2 事故防止対策の推進
- 3 教育・啓発の推進

- 1 歩行者の安全で快適な通行のための環境の整備
- 2 事故防止対策の推進
- 3 教育・啓発の推進
- 4 歩行者に対する保護の推進

- 1 自転車の安全で快適な通行のための環境の整備
- 2 教育・啓発の推進
- 3 自転車利用者に対する指導の推進

- 1 全ての座席における着用意識の普及啓発
- 2 交通指導取締りの強化

- 1 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
- 2 交通指導取締りの強化

### 【道路交通の分野別施策】

- ・道路交通環境の整備
- ・交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策
- ・安全運転の確保
- ・車両の安全性の確保
- ・道路交通秩序の維持
- ・救急・救助活動の充実
- ・被害者支援の充実と推進

### 【踏切道の安全についての施策】

- ・踏切保安設備の整備及び交通規制の実施等
- ・その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置